

平成15年12月定例会会議録

1 日時

平成15年12月18日(木) 開会 午後2時00分
閉会 午後3時00分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 村瀬 光一
委員長職務代理者 數野 美つ子
委員 砂田 清子
委員 高木 恒雄
教育長 落合 護

4 出席職員

教育次長 高崎 哲郎
管理部長 松本 泰彦
学校教育部長 坂口 和治
生涯学習部長 石井 英一
生涯学習部次長 阿部 忠弘
管理部参事兼総務課長 瀬上 清司
管理部参事兼財務課長 松本 秀男
学校教育部参事兼学務課長 加藤 嘉美
生涯学習部参事兼文化課長 市原 悟
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 野内 修
生涯学習部参事兼中央図書館長 方波見 光彦
施設課長 木村 和弘
指導課長 西崎 勝則
保健体育課長 山岸 信和
社会教育課長 河野辺 則夫
青少年課長 福地 幹夫

5 議題等

請願第6号 船橋市立図書館の運営を外部民間機関へ委託することを求める請願について

て

報告事項 (1) 平成16年度職員人事異動方針について

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後2時

定時になりましたので、ただいまから教育委員会12月定例会を開催いたします。

それでは、前回の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、前回の会議録について承認いたします。

今回の教育委員会定例会の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨1名より申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委員長】

傍聴人にお願いがございます。お渡ししました傍聴券の裏面に記載されております①みだりに傍聴席を離れないこと、②私語、談話、拍手等をしないこと、③議事に批評を加え、また賛否を表明しないこと、④飲食、喫煙等をしないこと、⑤前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害になるような行為はしないこと、⑥傍聴される方は、すべて係員の指示に従ってください。

以上の傍聴人の遵守事項について、よく守っていただき、傍聴されるようお願い申し上げます。

それでは、議事に入りますが、報告事項の「平成16年度職員人事異動方針について」は人事に関する案件ですので、非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。「平成16年度職員人事異動方針について」は、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により非公開といたします。

それでは、請願第6号「船橋市立図書館の運営を外部民間機関へ委託することを求める請願」について審議いたします。

初めに、事務局より請願について説明をお願いします。

【事務局】

それでは、今回の請願につきましてご説明を申し上げます。

今回、請願として提出されました「船橋市立図書館の運営を外部民間機関へ委託することを求める請願」につきましては、平成15年9月29日の教育委員会会議、請願第4号において審議され、不採択となりました。

同年10月2日付により、不採択の結果について、請願者に対しまして文書により理由を付して通知いたしました。本人から、不採択とする理由について十分な根拠が示されていないとのことにより、今回、再度請願書が提出されたものでございます。

以上でございます。

【委員長】

それでは、請願第6号「船橋市立図書館の運営を外部民間機関へ委託することを求める請願」について審議いたします。

中央図書館館長、説明願います。

【中央図書館長】

それでは、ご説明いたします。

請願第6号「船橋市立図書館の運営を外部民間機関へ委託することを求める請願」の1、「『非常勤職員の雇用と比べ、外部民間委託料は時間単価が高い』としたことについて客観的な資料に基づく説明がなかった」とご指摘されている点につきましての説明でございます。

9月定例会で図書館のカウンター業務の民間業者への委託について検討した旨について説明させていただきました。この説明の中で、私は「非常勤職員の雇用に比べまして委託料の時間単価が高い」とご説明しております。この説明でございますが、社団法人日本図書館協会が発行しております専門誌であります『図書館雑誌』の平成14年12月号の掲載記事「東京23区立図書館のカウンター業務委託」という記事がございます。これをもとにしております。ここでは、「カウンター業務の見積もり金額は午前8時30分から午後5時の時間単価が1,650円、午後5時以降が1,960円」と書かれております。その他の資料といたしましては、同じく日本図書館協会の刊行で、同協会の運営委員会委託問題特別検討チームが編集いたしました小冊子であります『よりよい図書館運営のために』、サブタイトルが「図書館の業務委託を検討する視点」平成15年5月に発行されております。ここで算出例が載っております。それらを参考にいたしております。ちなみに、平成13年に東京各区で業者が営業用に説明資料とした配布資料の中で、同じような単価なんですが、9時から15時は時間単価1,650円、17時から19時は1,690円というような数字で提示しております。また、今年新規に開館いたしました郡部の市立図書館の開館準備の際のデータですが、そこでは、業者から時間単価は1,800円程度と提示されたとの話を伺っております。また、同じく町立図書館の開館準備の際に業者が提出いたしました参考見積もりでは、業務受託総時間数6,300時間で1,228万5,000円というような

数字が示されておりますので、割り戻しますと時間単価が 1,950円になろうかと思われます。

次に、2の『受託会社はアルバイトを配置する』とした事務局説明に納得できる根拠が示されていない。」との点につきましては、やはり先ほど引用いたしました雑誌記事のほかに、同じ『図書館雑誌』の14年12月号の掲載記事に「江東区立図書館、窓口業務委託の現状」というのがございます。この中では、「各館に配属されている受託会社の職員はすべてアルバイトであり、6カ月の間に既に7館中4館の業務責任者が入れかわっているのが実態である」というような記述が見えます。それらをもとにしております。

なお、私が電話や館長さんとの面談で、実際にカウンター業務を一部委託しております図書館の現状を聞いた範囲では、ある都内の図書館では「委託は年度契約ですので、受託会社では正規の職員の配置が難しく、責任者のみ、今年から1年契約の月給制となった。あとのスタッフはパートである。」というふうなことを聞いております。また、業者のホームページへインターネットでアクセスいたしますと、職員の募集状況がわかるわけなんです。正職員の募集というのはあまり見当たりません。ほとんどはパートの募集でございます。

次に、3の『事業の継続性が保たれず安定した市民サービスが提供できない』とした事務局説明に納得できる根拠が示されていない。」とご指摘の点につきましては、さきに説明いたしました雑誌記事、やはり14年12月号の中で、「カウンター業務は専門的な仕事を含むため、安定的、継続的な労働が必要とされる。しかし、低賃金のアルバイト社員により行われているため、業務の継続性、蓄積性が保証されない。」などの記述をもとにしたものでございます。図書館のカウンターでのお客様との接遇というのは、私の経験上、単純・機械的な貸し出し処理だけをやっているものではございません。また、司書資格を持っているだけで専門職ではございませんし、資格を持っているだけで業務に当たれるものとは思っておりません。閲覧現場で日々市民の方々の読書相談を受けましたり、リクエストをお受けしたりする、そういう交流が職員の傾聴能力を高めましたり、文献検索の技術を高めていくことになろうかと思っております。そういう日々の積み重ねでノウハウを蓄積していくことが、次へのよりよい市民サービス、図書館サービスへと続いていくことになろうかと私は思っております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【委員長】

ただいま図書館長より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】

図書館には市立図書館、公立図書館等ありますが、特に船橋市立の図書館というのは特殊性があると思うのですけれども、市立図書館の業務というのはどういふことが主だと考えていらっしゃるのでしょうか。

【中央図書館長】

現在のところ、市民の要求に応じた資料の貸し出しが中心でございますが、それ以外に商業ベースに乗らない船橋独自の資料の収集・蓄積。年間6万点から7万点は普通のルートで出版社が刊行して、取次が書店を通じて流してくる資料以外に、市民の方々が自費で出す資料も当然ございます。そういった商業ベースに乗らない資料も蓄積してきている。例えば船橋ですと船橋西図書館の蔵書というものは全国的にも評価の高いものです。そのようなものを未来へつないでいく、文化を後世につなぐという役割も持っております。図書館に歩いて元気に通ってくる方以外に、現在ですとブックスタートといいまして0歳児からのサービスから高齢者の方へ大活字本を提供するとか、目の不自由な方にも同じ墨字資料を録音したものを提供する、録音したものを取り寄せて提供するとか非常に広範な業務が我々に課せられています。

ちょっとまとまりませんが、以上でございます。

【委員】

昔は役所という9時から5時までの時間帯で、それを外れると、もう公務員だからできないよというようなことを聞いたことがあるんですけども、今はフェイスを見るように、十分にやりくりをしたフレキシブルな勤務体制がとられているわけです。ですから、公務員だから、市役所の職員だから市民サービスが悪くなるというようなことは起こらないんじゃないか、それをもって外部民間委託の方がいいよというようなことにはならない。昔と違って市の中で努力をしていただければ、これはできることではないかと思います。極論すれば公民館も全部民間委託というようなことになりかねないこともありますので、やはり市の職員も今のところは十分いますので、その活用等研究してやっていってもらった方が市民のためになるんじゃないか、予算の無駄遣いにならないんじゃないかと思いません。

【委員】

私も3つのご指摘と少し離れるところがあるんですけども、図書館というところは、私は市民にとって、あるいはその町に住む者にとって精神文化といえましょうか、そういうものの柱のような場所であると思うのです。ですから、単純にコストだけで切つけない1つの施設であるという基本的な考え方を持っております。したがって、カウンター業務と言いますのは図書館長からお話があったけれども、専門性はもちろん求められますけれども、そこで働く方々には、それを超えて豊かなコミュニケーション能力、幅広い市民サービスといえましょうか、書籍、資料というものを柱に据えて幅広い市民サービスが求められると思うのです。今、委員からお話がありましたけれども、民間がよいという、公務員の仕事より民間の方がよいのではないかというような流れにはなっておりますが、一概にはそういうふうには言いきれないと思っております。

ただ、お尋ねしたいのは、そういうカウンター業務に代表されるような豊かなコミュニケーションと、もちろん高い専門性を持つてのサービスということを求めるときに、ここ

に働く人たちの研修だとか日々のレベルアップのための努力というものは、他の施設に増してもやっていかなくてはならないところだと思うのですが、そのあたりはどのようにお考えで、今までもどのように実践していたか、これからはどのように実践していくのでしょうか。

【中央図書館長】

公共図書館の職員研修につきましては、県レベルでは、館長職ですと千葉県教育委員会が主催するものもございます。一般職員が一番多く参加しますのは、千葉県公共図書館協会という県内の公共図書館のための任意団体が主催する研修が主でございます。それから、あとは千葉県立中央図書館が開く中堅職員の技術向上を目指した何通りかの研修がございます。各館で時間のとれる、予算の範囲で参加させております。そのほか、館長の研修では文部科学省が新任館長研修というものを、着任1年未満の館長を集めて全国レベルでやる研修もございます。あと、まだ予算要求の段階なんですけど、船橋市内の図書館職員の職業上の規範に関する、例えば「図書館の自由」に関する研修とか、その辺も来年度はきちっとやっていきたいと思っております。

【委員】

その研修は非常勤職員も含めての研修ということになるわけですね。

【中央図書館長】

研修には非常勤職員も参加させるつもりでおります。1カ月に1度、図書を整理する休館日が設定してございますので、その日に何度かできればと思っております。

【総務課長】

正規職員以外の非常勤職員の研修につきましては、職場内研修を第一に考えておりますので、只今図書館長より説明ございました職場外研修について、非常勤職員は考えてないことを補足させていただきます。

【委員】

私も今までのお話を聞いていますと、市の職員はカウンター業務を経験することが必要だと思うんです。それはなぜかという、市民が何を求めて、どのように反応しているかということが随時わかるわけですね。だから、そういう意味では、市の職員は1回はそういう業務を経験していった方がいいのではないかと感じました。

【委員】

図書館長の説明の中で、日本図書館協会というところを出されていますけれども、この日本図書館協会というものの組織や規模、活動状況について説明いただけますか。

【中央図書館長】

日本図書館協会といいますのは、発足は明治期でございますけど、我が国では図書館を網羅している最も大きな全国組織でございます。私の記憶でありますけど、個人会員が6,000名ぐらいおります。それから、全国の公共図書館ですとか大学の図書館が施設単位として加入をしております。この数が約2,800ぐらいという団体が入っています。主な活動

は、全国規模、またはブロック単位でのいろいろな研修大会ですかと研究会、セミナーを主催しまして、会員である図書館職員の再教育ですとか資質の向上を図ることを主な目的としております。そのほか、各種の雑誌ですとか報告書を出版もしておりますし、図書館の基本になります分類ですとか目録規則ですとか、そういった全国の標準的なものを作成する機関でございます。あとは文部科学省の受託事業も結構やっております。そういうような最も全国レベルで安定した組織でございます。

【委員長】

ほかに。教育長何かございますか。

【教育長】

中身については、今議論していることで結構だと思いますが、私は陳情とか請願の取り扱いについて、事務局の方で委員長とよく相談して整理していただきたいと思うのです。

請願というのは、教育委員会会議で各委員さんのご意見をいただいて、こういうわけだから採択しようとか、不採択にしようということで決定されるわけです。その採決については、委員さん方がそれぞれ判断すればいいのであって、採択した、あるいは不採択になった理由が云々だからということで、また請願するということが妥当なのかどうか。

会議で採択、不採択を決めて、不採択になったら、それで終わりです。例えば中身が違うとか、違う表題で出されればやむを得ないと思います。しかし、同じもので理由が云々ということは、それについて意見を言うとか、また審議するというのは、私は必要ないのではないかと思います。

例えば教育委員会会議規則によると、この会議においては、必要があれば請願者に趣旨を述べさせることができる。ですから、請願者が採決の内容に納得できず、新たに願意・理由を付し請願する場合には、呼んで会議で説明させる機会が、この規則によるとあるということですので、この規則に沿ってやるということも含めて、請願の取り扱いについて、議会でもよく請願や陳情がありますけれども、そういうものと比べながら、この規則の再点検をして、委員長さんのご意見も聞いていただきやっていただきたいと思いません。

【委員長】

ありがとうございます。私もまさにそのとおりだと思います。

ただ、こういう請願が上がってきまして、請願をお受けした以上は、この議論をしていかなきゃいけないと思いますので、引き続き、ほかに何かございませんか。

【委員】

実は私も会社が都内にありますので、勤めている社員が都内に何人かいます。9月の時点で請願が出されたときに都内の図書館について社員に聞きましら、社員は民間委託ということすら知らなかったんですけども、昔と比べて図書館はサービスが非常に悪くなった、リクエストを出してもなかなか受けてくれないとか、文句を言っても途中でとまってしまうとかというのがありました。そうか、やっぱりそういうことがあるのかなというふ

うに感じて、委託だったというので、よくわかりました。全部が全部そんなことはないと思うし、多分、非常勤職員を雇っても対応の悪い人が中に出てくる可能性もありますので、もしそういう非常勤職員を雇ったときでも、管理の方は十分注意していただければというふうに感じます。

【委員】

ほかに何かございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、ないようでございますので、採決いたします。

請願第6号「図書館の運営を外部民間機関へ委託することを求める請願」を採択することに賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

【委員長】

挙手がございますので、請願第6号については、不採択となりました。

続きまして、報告事項に入ります。

「平成16年度職員人事異動方針について」ご報告願いますので、傍聴の方は退場をお願いします。

(傍聴者退場)

「平成16年度の職員人事異動方針について」、総務課長、学務課長より説明された。

(傍聴人入場)

【委員長】

本日予定しておりました議案等の審議はすべて終了いたしました。

これで教育委員会12月定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

閉会宣言 午後3時00分